

令和5年調布市教育委員会第6回定例会会議録

1. 日 時 令和5年6月30日午前10時00分～午前10時57分（0時間57分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼

指 導 室 長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教育部副参事兼

図 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教育総務課副主幹 市 川 陽 介

教育総務課副主幹 森 木 豊 和

学 務 課 長 佐 藤 龍

学務課課長補佐 岡 本 広 美

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 伊 藤 聖 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指導室統括指導主事 海馬澤 一 人

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 晋 太 郎

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

東 部 公 民 館 長 源 後 哲 郎

図 書 館 副 館 長 海老澤 昌 子

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 御 前 智 則

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 野 口 大 輔

教育総務課総務係主事 市 川 真由美

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 千 田 文 子

〈会議に付した事件〉

議案第36号 調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

議案第37号 調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第38号 調布市社会教育委員の委嘱について

議案第39号 調布市公民館運営審議会委員の委嘱について

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和5年調布市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。本日審議いたします日程第3の議案38号及び第39号については人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第3の当該議案については、非公開とすることに決定いたしました。

日程第1 令和5年調布市教育委員会第6回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1、令和5年調布市教育委員会第6回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、千田委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料1をお願ひいたします。

教育施設の工事につきまして、6月9日現在の進捗状況の報告です。

前回の定例会以降、新たに契約した工事についてはNo.9の1件です。

契約しました工事の概要ですが、八ヶ岳少年自然の家で体育館の屋根と外壁の改修工事

を実施するものです。

続きまして、裏面2ページをお願いいたします。

No.1の写真は、東部公民館外部エレベーター設置ほか工事の施工状況で、エレベーターを設置する附属家の躯体工事を進めており、1階部分の施工がおおむね完了した状況です。

No.2は、ふれあいの家と児童館の複合施設である図書館佐須分館で実施している外壁及び屋上防水改修工事の施工状況で、建物の外部に仮設足場の設置がおおむね完了した状況です。

No.3は、北部公民館外壁改修工事の施工状況で、こちらも仮設足場の設置を進めている状況です。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和5年5月における市内小・中学校の事故等の報告について、令和5年度調布市「中学生職場体験」について、以上2件の報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 まず初めに、令和5年5月における市内小・中学校の事故等の報告についてでございます。資料2を御覧ください。

令和5年5月は、小学校2件、中学校2件、合計4件となります。

小学校についてですが、①発生日、5月9日火曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故になります。対象児童は第4学年です。当該児童は、運動会に向けた表現運動の練習中に縄跳びを跳んでいたところ、吐き気を訴えました。病院で受診をし、熱中症疑いと診断され、点滴処置を受けております。処置後、保護者とともに帰宅しております。なお、翌日からは元気に登校しております。

②発生日、5月16日火曜日、発生場所は廊下、学校管理内の事故となります。対象児童は第6学年です。当該児童は、休み時間に廊下を歩いていたところ、関係児童に後ろから首の辺りに腕を回され、体を後ろに引き付けられるような動きを受けて転倒し、後頭部を床に打ち付けました。病院で受診をし、脳震盪の診断を受けております。

次に、中学校についてです。

①発生日、5月8日月曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年です。当該生徒は、体育祭に向けた筏流しの練習中に体勢を崩して転倒し、背中と後頭部を床に打ち付けました。病院で受診をし、異常なしとの診断を受けております。

② 発生日，5月16日火曜日，発生場所は校庭，学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年です。当該生徒は，部活動中に顧問の打った打球を捕球する際に，うまく捕球できず，ボールが左眼に当たりました。病院で受診をし，左眼縁の傷との診断を受けております。

報告については以上となります。

続きまして，令和5年度調布市「中学生職場体験」について御報告いたします。資料3を御覧ください。

まず初めに，資料の訂正をお願いいたします。申し訳ございません。3番，学校別参加生徒予定人数についてでございます。令和5年度になります。

まず，調布中でございます。222から233。続きまして，神代中，289から294。続きまして，第三中，183から187。続きまして，第七中，143から146。最後に，合計の人数が1,464から1,487となります。大変申し訳ございません。修正をお願いいたします。

では，報告をさせていただきます。コロナ禍の影響により，令和元年度に実施して以来，3年間，実施について見送ってまいりましたが，今年度，新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げられることを受け，本事業を再開することといたしました。

1，目的についてでございます。4点ございます。

(1)生徒が将来の夢を叶えるための，望ましい勤労観・職業観を育てる機会とする。

(2)働くことの厳しさや喜びを体験することで，生徒が日頃気づかない新たな自分を発見する機会とする。

(3)職業人と触れ合うことで，社会人としての基本的マナーやソーシャルスキルを身に付け，コミュニケーション能力を高める機会とする。

(4)調布市全体で中学生を励まし，調布の次代を担う若者に育てていく機会とする。

続いて，2，体験期間についてです。第1期から第3期と実施校を分散して実施いたしております。

続きまして，3，学校別参加生徒予定人数については，先ほど修正をしたところがございます。改めまして，表の確認をお願いいたします。

続きまして，4，受け入れ事業所数についてでございます。令和5年度については，延べ事業所数で412の事業所から御協力をいただいております。業種については，下段の表のとおりとなっております。

報告については以上です。

○大和田教育長 次に、御前郷土博物館副館長から、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について報告を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 資料4をお願いいたします。一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について説明いたします。

令和5年19日に定時評議員会及び第1回臨時理事会が開催され、新たに藤丸卓男評議員、本多秀毅監事が選任されました。今回の人事によります役員の人数に変更はございません。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。千田委員。

○千田委員 資料3の職場体験について質問したいと思います。

3年間されていなくてということで、この3年間のうちに中学2年生を超してしまったお子さんたちの悔しい声を聞いたことがあります。職場体験をやりたかったというような声が幾つか聞かれました。子どもたちはやはり社会にかかわる第一歩としまして、この職場体験を楽しみにしているということと、教育的意義、価値も大変大きいものがあることかと思えます。

ただ、これを実施する上でかなり困難もあったのだろうということが推測されますが、私からの質問は、はしうち教室の生徒さん、それから不登校で今学校に行けていない生徒さん、それから特別支援学級の生徒さん等、少し難しいと思われる状況にいらっしゃる生徒さんに対しても、この体験がスムーズに行われるように恐らく配慮されているのだろうと思いますが、その辺り具体的にどのようにされているか教えていただけたらと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 先ほど千田委員から御質問を受けましたことについてでございますが、まず初めに、今年度コロナ禍が明けてから3年ぶりに職場体験を実施するに当たり、各学校へは、すべての生徒に対して、体験の機会を生徒の状況に応じて提供していただくよう依頼をしているところでございます。

御質問を受けましたはしうち教室であったり、不登校という状況で学校に登校しづらい、そういった状況にある生徒及び特別支援学級の生徒につきましても、学校には職場体験の機会について周知をしていただくとともに、生徒の実態に応じた実施の可能性について検討していただき、実施をお願いするという依頼をさせていただいているところでございま

す。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。生徒さんにとって、行こうと思ったのだけれども、または1日目は行けたが、でも難しかったとか、様々なことが起こる可能性もあるかと思います。ただ、どの子にも実施するという姿勢で学校側も頑張ってくださっているということで、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

もう1つ、別件で、資料2の事故等の報告にはないのですが、意見です。

先日、東京学芸大学附属の大泉小学校で、いじめについて組織的な対応を怠っていたという問題で大きく報道されました。文科省の文科大臣も謝罪をしたというようなことありました。

また、大津市のいじめを苦に自殺した問題から成立したいじめ防止対策推進法が今月で10年たつということで、改めていじめ認知の甘さと、早期発見、早期対応が徹底されていないのではないかというような新聞報道もありました。

ということで、私からは、ぜひこれを機に、各校やってはいるでしょうけれども、もう一度こんなに大変なことになるのだということも含めて、各校の取組の見直しと何かあったときに気楽に、様々な思惑なしにここだったら相談できるのではないかというような相談窓口の確認、拡充を呼び掛けていただけたらと思います。これは意見です。よろしくお願ひします。

○大和田教育長 2つ目については御意見ということで。ほかにございませつか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料2の事故報告に関連してですけれども、これは5月の報告なわけですが、今日は6月の末日ということで、この6月の中での熱中症等の児童・生徒、はっきりしなくてもいいのですが、大体教えていただければというのが1つあります。

それから、これから極めて暑い日が続いていくであろうと予想されるわけですが、先日の熱中症の訓練中に熱中症のまねをして横たわっていた子が本当に熱中症になったという笑えない事故がありました。指導者としましては熱中症になる前の環境の確認と、それから児童・生徒の個々の観察等を今以上に徹底していかないと熱中症になった後、慌てることになってしまいます。このことについて、ぜひこれからは向けて健康観察等、徹底を御指導いただきたいと思っています。空調の適切な使用と換気についても今でもされていると思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。1つだけ伺いました。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 ただいま奈尾教育長職務代理者からいただいた御質問についてでございますが、熱中症というところで申しあげますと、本年度、本日、事故報告で上げさせていただいておりますが、5月9日に熱中症の疑いという報告1件という形になります。6月においては、熱中症の報告については、学校からは上がってきていないという状況になっております。

併せまして、これまでの熱中症の予防についての啓発といったところでございますが、教育委員会としまして、4月、5月の定例の校長会において、熱中症についての予防、あとは対策について、具体的に校舎の外、中の活動、体育館の活動もそうでございますが、暑さ指数WBGTを計測器において必ず測ってから活動に移るようにと。活動の前、活動中、活動後についてしっかりと計測をした後に実施をするようにというところで周知を継続させていただいているところでございます。

学校に対しては、教育委員会から熱中症計を各学校に配布をいたして対策の万全を期すようにというところで依頼をしているところでございます。まだ熱中症については、これから本番であろうと認識しておりますので、引き続き、校長会等を通じまして、熱中症の予防、対策についての徹底を学校にも依頼してまいりたいと考えております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。あと、水泳指導も始まっていることと思いますが、暑さ指数はやはり守らないといけない。今は例えば29だったとか、今日の天候、これからの天候の予測といたしますか、そこら辺りも見たりする中で、指数の変化みたいなものにも気を付けないといけないだろうと思っております。御指導されていると思いますけれども、事故防止に向けて、改めて御指導いただければと思います。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございますか。福谷委員。

○福谷委員 まず、資料2ですけれども、体育館の中、屋内での熱中症の事故なのですが、体育館に冷房はなかったのでしょうかというのが少し疑問だったのです。これは運動会に向けた表現運動の練習中に縄跳びを跳んで吐き気を訴えたということで、熱中症の診断ということなのですけれども、今、体育館ですと、冷房があるのではないかと思ったのが、その辺の活用を少し伺いたいと思いました。

あと、下の休み時間の廊下での、よくこの年代ですと、じゃれ合って、ふざけ合うのが

常なのですけれども、いわゆるじゃれ合う内容ですか、後ろから羽交い締めに遭うとか、急に背中に跳び蹴りするとか、様々あるのですが、その内容について、ふざけはあるにしても、こういう身体的な危険なことが日常的に今でも起き得るのか少し心配になりまして、伺えればと思いました。

続けていいですか。

○大和田教育長 はい。

○福谷委員 資料3ですけれども、私も中学校の教員をやっていた当時、最近の中学生は環境的に大人とのかかわりはほとんどない。昔は近所のおじさん、おばさんが怖かったり、おじいちゃん、おばあちゃんがいてという大人とのかかわりもありましたけれども、今の中学生が大人とのかかわるのは両親ぐらいと思っています。私は大人とのかかわる経験、特に職場体験というのは、社会に出たの様々な活動ですので非常に重要視していました。

4番目の調布市全体で中学生を励まし、調布の次代を担う若者に育てていく機会とするということで、市全体でいわゆる学校だけではなくて、このような中学生を励ます市全体的な動きというのは、そういう試みというか、働きのようなものは実際考えられるのかどうか、少し聞いてみたいと思いましたので、よろしくお願いします。

○大和田教育長 今、大きく分けて2点、事故報告と職場体験について御質問いただきました。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 それでは、2つについてお答えさせていただきます。

まず1点目、事故報告についてでございます。小学校①熱中症疑いというところで報告を受けている案件になりますけれども、委員がおっしゃるように体育館においては、冷房については積極的に活用していくようにというところで、熱中症対策の依頼をしているところでございます。換気と併せて、空調も適切に活用しているところでございます。

この件については、水分補給を適切に行うであったり、当該の児童の前日からの体調であったりといった複合的な要素も絡んできているというところで報告を受けておりますので、改めて委員がおっしゃるように児童の体調については、きちんと把握して、適切な教育活動の実施というところを改めて学校には依頼及び指導していくところでございます。

事故報告2件目についてでございます。小学校の事例になります。②でございますが、この件につきましては、関係する児童が故意ではなく、あいさつ程度に行ったというところで報告を受けております。学校へは、休み時間の過ごし方、あと児童同士、友達へのかかわり方について、適切な指導をお願いするというところで依頼させていただいております。

す。普段からの児童同士の関係について、改めて注意深く見守っていただくようお願いしているところでございます。

2点目の職場体験のことについてでございます。目的、(4)でございますが、調布市全体でお話を伺いました。本市におきましても、昨年度3月から受け入れの事業所について、教育委員会から市内の関係する事業所様へ登録のお願いをしてきているところでございます。

併せまして、市長部局、市役所全体においても受け入れの要請をさせていただき、図書館等、幅広い事業所のところから受け入れについて登録をいただいているところでございます。

委員がおっしゃるようにコロナが明けまして、事業所の数が少なくなっている、そういう現状がございます。教育委員会としましても、引き続き事業所の拡大、確保について、尽力していくことと併せまして、市の取組の周知を引き続き行っていきたいと考えております。

改めまして、令和6年度に向けての実施の方法について、今年度の職場体験の結果を受けて検討してまいりたいと考えております。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 先ほど福谷委員が申されました調布市全体としてどういう働きをするのかというところでありますけれども、本市の職場体験につきましては、職場体験の実施協議会というものを設けまして、事業所であったり、青年会議所であったり、様々な方の御参加を受けて、この職場体験、どこに行くのか、また、どういう内容にするのかというものを検討して行っております。

よくある職場体験の例でいきますと、様々な自治体では各学校が探すというようなことが非常に多いわけなのですけれども、本市においては、こういう実施協議会がありまして、市全体で働き掛けていく、子どもたちを育てていくというようなことがなされているというところがあります。

また、それぞれの事業所のところには職場体験をしますというポスターをはって、子どもたちはこういうところで頑張っていますというような形で広く市民には周知させていただいているところです。

本市の職場体験、まさに市全体で取り組んでいるというところでは、非常に例を見ない、よい取組で広げているのではないかと考えているところでございます。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員 同じく資料3の職場体験の業種についてのところで、その他なのですけれども、その他の数字が大きいので、例えばどんなものがあるのか、少し教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 先ほど榎本委員から御質問いただきました業種についてのところがございます。その他というところで申し上げますと、インフラ系、金融機関、医療機関、あとは寺社仏閣といったところがございます。

○榎本委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 議案

議案第36号 調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、日程第3、議案に入ります。

議案第36号「調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」を議題いたします。本件について佐藤学務課長から提案理由の説明を願います。佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 議案第36号「調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

この議案は、令和6年4月に開設予定の調布市立北ノ台小学校特別支援学級の通学区域を定めるため、規則別表に規定する小学校の特別支援学級の通学区域の一部を改めるものです。

改正内容につきましては、初めに、右上に参考資料と記載された通学区域図(案)を御覧ください。

資料中央の赤色と青色で網掛けした部分は、現在の調布市立八雲台小学校特別支援学校の通学区域です。これは普通学級の八雲台小学校、柏野小学校、一部を除く深大寺小学校、北ノ台小学校の通学区域を合わせて定められた区域となっております。

新設する北ノ台小学校特別支援学級の通学区域については、市内の特別支援学級に在籍している児童の状況等を踏まえ、この八雲台小学校特別支援学級の通学区域を普通学級の柏野小学校と深大寺小学校の学区境を南北で二分して指定することとします。このことにより、赤色の網掛けで示した普通学級の北ノ台小学校及び一部を除く深大寺小学校の通学区域が北ノ台小学校特別支援学級の通学区域となります。

それでは、A4横の左上ホチキス留め資料の新旧対照表をお願いいたします。資料を横向きに見まして、中央から右側の改正前が現状の規定で、左側、改正後が今回改める内容です。改正前後の表の左の列が学校名、その右側が通学区域の表示となっております。

先ほど御説明したとおり、八雲台小学校特別支援学級の通学区域のうち、佐須町の一部地域、深大寺元町の一部を除く地域、1枚おめくりいただきまして、深大寺北町全域、深大寺東町、深大寺南町の一部地域を削除します。

7分の3ページにお進みいただき、先ほど八雲台小学校の通学区域から削除した地域を北ノ台小学校特別支援学級の通学区域に定める改正を行います。

そのほか所要の改正を行います。

なお、本改正内容は、令和6年4月1日から施行させていただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。質疑のある方はお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第37号 調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第37号「調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼図書館長 議案第37号「調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

改正内容といたしましては、図書館の視聴覚資料室の利用時間等を定めるとともに、視聴覚資料の貸し出し期間を改めるほか、所要の改正及び規定の整備を行うものであります。

規則の具体的な改正内容に入る前に、若干この規則改正に至った経緯も含めまして、視聴覚資料室の運営の見直しについての説明をさせていただきたいと思っております。

議案第37号関連資料と書かれている横判の写真が入っている資料をお願いしたいと思います。

それでは、一番上のボックス、経過と現状を御覧ください。左側の経過のところですが、視聴覚資料室につきましては、平成7年10月に調布市文化会館たづくりの開館を機に、たづくりの8階に視聴覚ライブラリーが設置されまして、同じ8階にある映像シアターやスタジオと併せて、当時、先鋭的な視聴覚施設としまして財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団により運営が開始されたものであります。

この視聴覚ライブラリーには、ビデオテープやレーザーディスクなどの映像メディアをその場で楽しめる視聴ブースが併設されていました。

平成18年7月に運営上の課題から財団によるサービスが終了しましたが、一部サービスの継承を求める声もあり、調布市ではより効率的、効果的な運営方法を検討した結果、同じたづくりの6階にあった自習室を改修して、平成19年4月に図書館が財団から移管を受ける形で視聴覚資料室の運営を開始したものであります。

その後、財団より移管された視聴ブースにつきましては、再生する機械が故障して、修理や購入ができなくなったことから、平成29年10月をもって終了し、現在は資料の貸し出しや返却のみの運営を行っているというものであります。

右側の現状の欄ですが、開室日数は年間322日、午前9時から午後8時半まで開室をしています。所蔵資料数は、令和4年度末実績でDVDが3,110枚、CDが8,015枚、その他、ほとんど利用はありませんが、ビデオやカセットテープも記載のとおり所蔵しております。

入室者数は、年間では実質1万6,000人ほど、上記の開室日数で割りますと、1日平均で50人程度となります。特に午後5時以降の入室者数が少なくなっておりまして、年間では3,534人となっております。

運営体制としましては、高価な資料を置いているということもございまして、正規職員を含めて常時受付に2人を配置して運営しているところであります。

左下2、課題のところを御覧ください。(1)視聴覚資料室の17時以降の利用状況です。まず年度別入室者数・貸出者数の表であります。視聴ブースの終了した平成29年度から

利用は減少傾向にありましたが、コロナウイルス感染症拡大の影響によって、令和2年度が最も落ち込んだ状況となりました。その後、昨年度にかけて利用回復の兆しが見られませんが、それでも6年前と比較しますと、利用の減少が5割近くにまで落ち込んでいるという状況になっています。

次に、右側の年度・時間帯別1日平均入室者数の表を御覧ください。こちらは、17時以降の1時間ごとの時間帯別の平均入室者数について6年間の推移をまとめたものです。各時間帯とも年々減少傾向にあります。コロナ禍を契機に、特に19時以降の入出者がかなり減少しているということが分かります。

貸出は、DVDの資料がほとんどですが、社会状況としましては、インターネットによる動画ですとか映像配信サービスを利用する方がどんどん増えておりまして、いわゆる現役世代の方々は、DVDというメディア自体利用しない、再生機器等を購入しないという方も増えているといった状況もあるかと受け止めております。

下段の写真は、今年の大連休のはざま、5月1日17時ごろの視聴覚資料室の様子であります。

次に、その下、(2)調布市立図書館の利用状況についてです。この表は、図書館の図書、雑誌、視聴覚資料等、資料全体の6年間の貸出の冊数、予約冊数、貸出に占める予約の割合の推移をまとめたものです。

令和2年度は、コロナの影響で資料全体の貸出、予約とも大きく落ち込んでいるところです。一方、コロナ禍では、接触を避けるために、図書館内の滞在時間を短くして、貸出は事前予約を推奨したということもあって、貸出に占める予約の割合が増加するという傾向があります。これに伴いまして、図書館の業務においては、予約資料の準備や処理に係る事務が一方では増えているという状況でございます。

それでは、資料右側の3、見直し案をお願いします。このような視聴覚資料室の利用の状況と図書館の資料全体における予約業務の増加といった利用者の利用傾向を踏まえて、限られた人的資源の中で効率的に図書館サービスを提供していくために、この視聴覚資料室の運営の方法を見直す必要があるととらえているところです。

その見直し内容につきましては、表に記載のとおり、まず開室時間について、変更前の午前9時から午後8時半までとしていたものを変更後は終了時間を午後5時までに前倒ししまして、夜間、視聴覚資料室に配置していた人員を予約業務等の対応に充てたいと考えております。

次に、貸出期間につきましては、現在の7日間を14日間に延ばしたいと考えています。これは、1日の開室時間が短くなることから、利用者の方々の返却等の来館の機会を増やすための措置と考えております。

その他の措置であります。夜間の視聴覚資料室の入室ができなくなることから、代替サービスとしまして、午後5時以降の視聴覚資料の返却、予約資料の貸出、問い合わせなどは、中央図書館の4階のカウンターで受け付けることとし、夜間においても視聴覚資料の貸出等のサービスを場所を変えて維持したいと考えております。

4番、今後のスケジュールであります。先月、図書館の運営に関する諮問機関であります図書館協議会に本件を諮問いたしまして、御理解をいただいたところでございます。本日、本教育委員会において開室時間等の変更について当該規則改正議案の御了承をいただきましたら、7月以降、3箇月間程度周知期間を設けた上で、10月1日から運営の変更をさせていただきたいと考えております。

最後に、5番、図書館協議会の委員の方々からいただいた意見をそちらに記載させていただいております。おおむね当該運営の見直しについて御理解いただいた内容となっておりますので、詳細は後ほど御覧いただければと思います。

関連資料につきましては、以上となります。

それでは、規則改正の内容に戻っていただきまして、お配りしております資料のうち、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

新旧対照表の2ページをお願いします。別表第1の個人の貸出登録者における視聴覚資料の貸出期間を7日から14日に改めます。

また、3ページの別表第2、視聴覚資料室の利用時間及び利用することができものを加えるものであります。

続いて、4ページから7ページをお願いします。第3号様式の1及び第3号様式の2の裏面に記載しております引用条文を削るとともに、規定の整備を行うものであります。

以上、説明が長くなりましたが、よろしく御審査の上、御決定いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。質疑のある方はお願いいたします。細川委員。

○細川委員 先ほど御説明いただきました関連資料の5番の図書館協議会における意見

というところについて、この改正については前向きに受け取ってくださったということでもあります。

その上で、さらにこの御意見を見せていただきますと、視聴覚資料室を廃止する方向もあるのではないかとありますとか、閉架にしてよいと思うというような御意見も記載されております。この点については、利用者の声を聞いて段階的に対応するのがよいという御意見もありますけれども、そういった方向性も考えられると思うのですが、その点の御検討はどのような内容があったのかということをお聞かせいただければと思います。

○大和田教育長 高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼図書館長 御質問いただきましてありがとうございます。やはり利用の状況の推移は見守っていく必要があるかと思っております。今後、さらなる利用の減少が続いていくという状況になりますれば、この視聴覚資料室全体の運営についてのさらなる見直しは当然必要かと思えますし、先ほど申しあげましたように、かなり民間の動画配信サービスといったものの普及もどんどん拡大されていっておりますので、私どもの映像提供サービスについても、メディアを買って提供するのか、そういったインターネット配信サービスの利用を支援していくのか、そういったところも含めて、今後も検討していきたいと考えております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。やはり御意見のあったとおり、また、御説明のあったとおり、現状に応じて必要な措置を取っていかれるように、また今後も検討を進めていっていただければと思います。

○大和田教育長 ほかにございますか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。見直しについての一番最後の表の中で、年度別の入室者数、令和4年ですと3,534人、同じく令和4年度の1日平均の時間帯別の17時以降を見ますと、8人と極めて少ないわけです。

一方では、費用対効果も考えなければいけないと思いますが、市としてのサービスという機能は落とせないのだろうと私は思います。とすると、どこかブースを作るのか、曜日を設定して、週1、2回に絞るとか、そういう工夫をする中で、市民の要望にこたえていく努力はしていかなければいけないのではなかろうかと思うところでもあります。

協議会の方々の御意見を読みますと、なるほどと思うことばかりなのですが、ここら辺り推移を、もう少し様子を見ながら、十分に検討していただきたいと思います。

ます。感想でございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

これ以降の議案は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方々には御退席をお願いいたします。本日は傍聴ありがとうございました。

非公開

以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和5年調布市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員